

(規程第3条関係)

入札公告

新ひだか町公告第43号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2に基づく、条件付一般競争入札を行うので、新ひだか町条件付一般競争入札規程(平成20年訓令第8号)第3条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年7月6日

新ひだか町長 大野 克之

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 簡易水道老朽管更新工事その1
- (2) 工事場所 日高郡新ひだか町三石本桐地内外
- (3) 工事期間 令和5年1月31日まで
- (4) 工事概要 老朽管更新工事 開削工法(配水用ポリエチレン管φ75mm L=751m)、既設管撤去(塩化ビニル管φ75mm L=215m)、既設管閉塞(塩化ビニル管φ75mm(エアミルク注入) L=798m)

(5) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約にあたり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もったうえで、入札を行うこと。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業であり、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、新ひだか町競争入札参加資格者指名停止事務処理規程(平成18年訓令第46号)の規定に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、新ひだか町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受け、新ひだか町の競争入札参加資格の再審査結果を有している者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 発注工事に対応する**令和2年新ひだか町告示第59号**に規定する「水道施設工事」の競争入札参加資格及び建設業法(昭和24年法律第100号)における「水道施設工事業」の許可を受けて**2年以上**の営業年数を有すること。
- (6) 新ひだか町における「水道施設工事」の競争入札参加資格に登録されていること。

- (7) 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。
- (8) 新ひだか町内に商業登記法（昭和38年法律第128号）第17条第2項に規定する**本店**又は建設業法第3条第1項に基づく許可における**主たる営業所**（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二（2）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
- (9) 過去15年間（**平成19年度以降**）に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる官公庁発注工事を元請として施工した実績を有すること。
なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率**20パーセント以上**の場合のものに限るものとする。
- (10) 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を工事に**専任**で配置できること。
ただし、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合は技術者の専任は要しないものとする。
- (11) 現場代理人を工事現場に**常駐**させられること。
- (12) 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- (13) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

3 入札参加資格確認申請書等の提出期間及び審査等

入札参加希望者は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。

(1) 申請書等の提出書類

- ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式第1号）
- イ 工事施工（業務履行）実績調書（別記様式第3号）及び工事施工実績を証明する書面
- ウ 資本関係・人的関係調書
- エ その他指定する書類

(2) 提出期間

令和4年7月6日（水）から令和4年7月20日（水）までの土曜日、日曜日及び新ひだか町の休日を定める**条例（平成18年条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで**

(3) 申請書類の提出場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

郵便番号056-8650

日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号

新ひだか町役場 総務部契約管財課

代表電話 0146-43-2111（直通49-0278）

(4) 提出方法 持参すること（郵送又は電送によるものは受け付けない。）

(5) 提出書類様式の入手方法

(3)の場所において、(2)の期間中に配付する。

なお、新ひだか町の公式ホームページにおいてダウンロードすることができる。

(6) 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令第167条の5の2に規定する条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を入札参加資格確認申請した者に入札参加資格確認結果通知書（別記様式第4号）

により書面で通知する。

(7) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

イ 町長は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は返却しない。

4 契約条項を示す場所

3の(3)に同じ

5 設計図書等の閲覧等について

(1) 本工事に係る設計図書等は、次のとおり閲覧に供する。

ア 期間 **令和4年7月6日(水)から令和4年8月17日(水)まで**

イ 閲覧方法 電子閲覧によるものとし、新ひだか町ホームページからダウンロードすること。

(2) 設計図書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書(別記様式第6号)により提出すること。

なお、質疑がない場合は、ない旨の質問書の提出は不要である。

ア 提出期限 **令和4年7月6日(水)から令和4年8月2日(火)までの土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後4時まで**

イ 提出場所 3の(3)に同じ

ウ 提出方法 質問書は持参又はファクシミリ(あらかじめ担当窓口へ電話連絡すること。)により提出するものとする。

(3) (2)の質問書に対する回答書は、3の(3)の担当部署において入札参加者へ通知し、新ひだか町ホームページにおいて入札の前日まで閲覧に供することができる。なお、入札参加者は、閲覧用設計図書等に関する変更や訂正、質疑回答の有無を含めて、入札前に必ず確認すること。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、町長に対して競争入札参加資格がないと認められた理由について、次に従い書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出期限 **令和4年8月1日(月)午後4時**

イ 提出場所 3の(3)に同じ。

ウ 提出方法 書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 町長は、説明を求められたときは、**令和4年8月4日(木)**までに説明を求めた者に対し入札参加資格に係る理由説明書により回答する。

7 入札の執行及び開札の日時等について

(1) 入札日時 **令和4年8月18日(木)午前11時00分**

(2) 入札場所 新ひだか町役場静内庁舎3階第1会議室

(3) 開札日時 (1)に同じ

(4) 開札場所 (2)に同じ

(5) 入札書は持参により提出すること。送付又は電送による入札は認めない。

- (6) 会社名・氏名の入った氏名票を着用のうえ、入札指定時刻30分前までに受付を終え、入札会場内又は入札控室で待機すること。
- (7) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。
- (8) 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。

8 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法は、地方自治法施行令第167条の7及び新ひだか町財務規則（平成18年規則第30号）第123条から第124条までの定めるところによる。
- (3) この入札公告における入札に付する入札案件については、**入札保証金を免除**する。

9 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は公示用設計図書に示す見積用の工事費内訳書で、金額等を明らかにすること。
- (3) 工事費内訳書の提出がない場合又は不備のある工事費内訳書を提出した場合は、無効になり再度入札には参加できないので注意すること。

10 落札の決定方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

- (1) 入札書記載金額は、設計図書及び仕様書等から見積った一切の費用を含んだ金額を記載すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、3回を限度とする。
- (4) 初度の入札において、入札者が一者の場合であっても入札を執行する。
- (5) 再度の入札を行った結果、地方自治法第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がなく入札不調となった場合は、不落随契を行う場合がある。
- (6) 本工事に係る入札は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設定しているため、最低制限価格を下回る入札をした者は、失格となり、失格者は再度入札等があっても参加できない。
- (7) 予定価格の事前公表はしない。
- (8) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税業者であるか免税事業者であ

るかを申し出ること。

11 落札決定の取消し等

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、新ひだか町建設工事等競争入札心得（以下「入札心得」という。）第7条各号に掲げる入札又はこの入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。
なお、新ひだか町により入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札のときにおいて新ひだか町競争入札参加資格者指名停止事務処理規程に基づく指名停止を受けているもの、その他開札のときにおいて資格のないものは、入札参加資格のない者に該当する。
- (3) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより新ひだか町が行う公共事業等から除外措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

12 契約書作成の要否

必要とする。

13 契約保証金

- (1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の16、新ひだか町財務規則第143条及び第147条の定めるところによる。

14 前払金及び部分払金の支払方法等

- (1) 前払金
契約金額の4割以内とする。
- (2) 中間前払金
契約金額の2割以内とする。
- (3) 部分払金
部分払はしない。

15 その他

- (1) 入札参加者は、公告及び入札説明書に定めるもののほか、新ひだか町建設工事執行規則及び新ひだか町財務規則、入札心得その他関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書類に虚偽の記載をした場合においては、新ひだか町競争入札参加資格者指名停止事務処理規程に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を受けたときに本契約が成立する。
- (4) 談合情報が入札の前に寄せられたときは、入札時に直前に抽選を行い、入札参加者を半数程度に制限する場合がある。
- (5) 本工事の落札者は、**契約後速やかにCORINS（コリンズ）の登録を行うこと。**
- (6) 詳細は、入札説明書による。

※ 工事関係書類は全てA版とすること。

入札説明書

この入札説明書は、令和4年7月6日付け令和4年新ひだか町公告第43号により公告した条件付一般競争入札(以下「入札」という。)に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約者

新ひだか町長 大野 克之

2 入札に付する事項

- (1) 工事名称 簡易水道老朽管更新工事その1
- (2) 工事種類 水道施設工事
- (3) 工事概要 老朽管更新工事 開削工法(配水用ポリエチレン管φ75mm L=751m)、既設管撤去(塩化ビニル管φ75mm L=215m)、既設管閉塞(塩化ビニル管φ75mm(エアミルク注入) L=798m)
- (4) 契約期間 令和4年契約の日から令和5年1月31日まで
- (5) 履行場所 日高郡新ひだか町三石本桐地内外
- (6) 工事の仕様その他の明細 別途閲覧に供する仕様書、図面による。
- (7) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約にあたり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もったうえで、入札を行うこと。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業であり、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、新ひだか町競争入札参加資格者指名停止事務処理規程(平成18年訓令第46号)の規定に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、新ひだか町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受け、新ひだか町の競争入札参加資格の再審査結果を有している者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 発注工事に対応する令和2年新ひだか町告示第59号に規定する「水道施設工事」の競争入札参加資格及び建設業法(昭和24年法律第100号)における「水道施設工事業」の許可を受けて2年以上の営業年数を有すること。

また、入札日現在において、経営事項審査(建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。)の有効期限を経過していないこと。

- (6) 新ひだか町における「**水道施設工事**」の競争入札参加資格に登録されていること。
- (7) 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。
- (8) 新ひだか町内に商業登記法（昭和38年法律第128号）第17条第2項に規定する**本店**又は建設業法第3条第1項に基づく許可における**主たる営業所**（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二（2）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
- (9) 過去15年間（**平成19年度以降**）に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる官公庁発注工事を元請として施工した実績を有すること。
なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が**20パーセント以上**の場合のものに限るものとする。
- (10) 本工事に対応する建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、競争入札参加資格確認申請書等の提出日以前に**3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者**を工事に**専任**で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。
なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合の技術者の専任は、要しないものとする。
- (11) 現場代理人を工事現場に**常駐**させられること。
- (12) 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- (13) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、(12)及び(13)における資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。
また、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、新ひだか町建設工事等競争入札心得第4条第2項に該当しない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により

業務を執行しないこととされている取締役

- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 入札参加資格確認申請書等の提出期間及び審査等

入札参加希望者は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書に關係書類を添付して提出しなければならない。

(1) 申請書等の提出書類

- ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式第1号）
- イ 工事施工（業務履行）実績調書（別記様式第3号）及び工事施工実績を証明する書面
- ウ 資本関係・人的関係調書
- エ その他指定する書類

(2) 提出期間

令和4年7月6日（水）から令和4年7月20日（水）までの土曜日、日曜日及び新ひだか町の休日を定める条例（平成18年条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで

(3) 申請書類の提出場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

郵便番号056-8650

日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号

新ひだか町役場 総務部契約管財課

代表電話 0146-43-2111（直通49-0278）

(4) 提出方法 持参すること（郵送又は電送によるものは受け付けない。）

(5) 提出書類様式の入手方法

(3)の場所において、(2)の期間中に配付する。

なお、新ひだか町の公式ホームページにおいてダウンロードすることができる。

(6) 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令第167条の5の2に規定する条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を入札参加資格確認申請した者に入札参加資格確認結果通知書（別記様式第4号）により書面で通知する。

(7) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

イ 町長は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用

しない。

ウ 提出された申請書及び資料は返却しない。

5 契約条項を示す場所

4の(3)に同じ。

6 設計図書等の閲覧等について

(1) 本工事に係る設計図書等は、次のとおり閲覧に供する。

ア 期間 **令和4年7月6日(水)から令和4年8月17日(水)まで**

イ 閲覧方法 電子閲覧によるものとし、新ひだか町ホームページからダウンロードすること。

(2) 設計図書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書(別記様式第6号)により提出すること。

なお、質疑がない場合は、ない旨の質問書の提出は不要である。

ア 提出期限 **令和4年7月6日(水)から令和4年8月2日(火)までの土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後4時まで**

イ 提出場所 4の(3)に同じ

ウ 提出方法 質問書は持参又はファクシミリ(あらかじめ担当窓口へ電話連絡すること。)により提出するものとする。

(3) (2)の質問書に対する回答書は、4の(3)の担当部署において入札参加者へ通知し、新ひだか町ホームページにおいて入札の前日まで閲覧に供することができる。なお、入札参加者は、閲覧用設計図書等に関する変更や訂正、質疑回答の有無を含めて、入札前に必ず確認すること。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、町長に対して競争入札参加資格がないと認められた理由について、次に従い書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出期限 **令和4年8月1日(月)午後4時**

イ 提出場所 4の(3)に同じ。

ウ 提出方法 書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 町長は、説明を求められたときは、**令和4年8月4日(木)**までに説明を求めた者に対し入札参加資格に係る理由説明書により回答する。

8 入札執行及び開札の日時等について

(1) 入札日時 **令和4年8月18日(木)午前11時00分**

(2) 入札場所 新ひだか町役場静内庁舎3階第1会議室

(3) 開札日時 (1)に同じ。

(4) 開札場所 (2)に同じ。

(5) 入札書は持参により提出すること。送付又は電送による入札は認めない。

(6) 会社名・氏名の入った氏名票を着用のうえ、入札指定時刻30分前までに受付を終え、入札会場内又は入札控室で待機すること。

(7) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(8) 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。

9 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、新ひだか町財務規則（平成18年規則第30号）第124条の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者は、この限りでない。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法は、地方自治法施行令第167条の7及び新ひだか町財務規則第123条から第124条までの定めるところによる。
- (3) この入札公告における入札に付する入札案件については、**入札保証金を免除**する。

10 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は公示用設計図書に示す見積用の工事費内訳書で、金額等を明らかにすること。
- (3) 工事費内訳書の提出がない場合又は不備のある工事費内訳書を提出した場合は、無効になり再度入札には参加できないので注意すること。

11 落札者の決定方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

- (1) 入札書記載金額は、設計図書及び仕様書等から見積った一切の費用を含んだ金額を記載すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、3回を限度とする。
- (4) 初度の入札において、入札者が一者の場合であっても入札を執行する。
- (5) 再度の入札を行った結果、地方自治法第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がなく入札不調となった場合は、不落随契を行う場合がある。
- (6) 本工事に係る入札は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設定しているため、最低制限価格を下回る入札をした者は、失格となり、失格者は再度入札等があっても参加できない。
- (7) 予定価格の事前公表はしない。
- (8) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

12 落札決定の取消し等

- (1) 開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、新ひだか町建設工事等競争入札心得（以下「入札心得」という。）第7条各号に掲げる入札又はこの入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。
なお、新ひだか町により入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札のときにおいて新ひだか町競争入札参加資格者指名停止事務処理規程に基づく指名停止を受けてい

- るもの、その他開札のときにおいて資格のないものは、入札参加資格のない者に該当する。
- (3) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより新ひだか町が行う公共事業等から除外措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

13 契約書作成の要否

必要とする。

14 契約保証金

- (1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。
- (2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の16、新ひだか町財務規則第143条及び第147条の定めるところによる。

15 前払金及び部分払金の支払方法等

- (1) 前払金
契約金額の4割以内とする。
- (2) 中間前払金
契約金額の2割以内とする。
- (3) 部分払金
部分払はしない。

16 その他

- (1) 入札参加者は、公告及び入札説明書に定めるもののほか、新ひだか町建設工事執行規則及び新ひだか町財務規則、入札心得その他関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書類に虚偽の記載をした場合においては、新ひだか町競争入札参加資格者指名停止事務処理規程に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を受けたときに本契約が成立する。
- (4) 談合情報が入札の前に寄せられたときは、入札時に直前に抽選を行い、入札参加者を半数程度に制限する場合がある。
- (5) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (6) 本工事の落札者は、**契約後速やかにCORINS（コリンズ）の登録を行うこと。**
- (7) 工事関係書類は全てA版とすること。

【入札説明書別記説明】

1 「3 入札に参加する者に必要な資格」関係

3の(9)の説明

施工実績が本工事と同種とは、「水道施設工事」をいい、おおむね同規模と認められる工事とは、次のいずれかの工事で、官公庁発注工事をいう。

- (1) 配水施設、取水施設、浄水施設のいずれかの築造工事（耐震化工事を含む。）で、契約額（竣工時）が2,000万円以上の工事
- (2) 主たる施工内容が上水道（簡易水道）本管施設工事で、契約額（竣工時）が2,000万円以上の工事

3の(10)の説明

- (1) 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者等の資格を有する者を配置すること。
また、当該建設工事を施工するために、下請契約の請負金額の合計が、建設業法施行令第2条に定める額以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。
- (2) 建設業法で必要とする「営業所専任技術者」は、当該工事の主任技術者・監理技術者には原則として配置できません。

3の(11)の説明

建設業法で必要とする「営業所専任技術者」は、当該工事の現場代理人には原則として配置できませんので、ご注意ください。

2 「4 入札参加資格確認申請書等の提出期間及び審査等」関係

4の(1)の説明

次の書類を添付し提出すること。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式第1号）
- (2) 工事施工（業務履行）実績調書（別記様式第3号）及びその内容を証するもの

ア 工事实績を証明する書類

- （工事实績証明書又はこれに代わる書面（契約書等の写し又はCORINS登録の竣工時データの写し）及び共同企業体協定書の写し（共同企業体での実績の場合））
- (3) 資本関係・人的関係調書
 - (4) その他指定する書類

その他必要に応じて、求めることがありますので、ご承知ください。

申請様式を定めるものについては、新ひだか町公式ホームページにて掲載する内容の様式をもって提出してください。